

## 議案第28号

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大網白里市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「平成18年法律第77号」の次に「。以下「認定こども園法」という。」を加える。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大網白里市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(千葉県に係る法第18

条の２９に規定する地域限定保育士を含む。）」を加える。

第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。